5　指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウエアについて、㈠から㈣までの措置を講じなければならないこととした。

㈠　他の事業者による当該特定ソフトウエアの利用に伴い取得するデータの取得又は使用に関する条件について、当該他の事業者に開示する措置等（第一〇条関係）

㈡　スマートフォンの利用者による当該特定ソフトウエアの利用に伴い取得したデータについて、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して、所定のデータを円滑に移転するために必要な措置（第一一条関係）

㈢　当該特定ソフトウエアに係る標準設定について、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置等（第一二条関係）

㈣　仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするとき、所定の事業者が当該措置に円滑に対応するために必要な措置（第一三条関係）

6　指定事業者は、毎年度、所定の事項を記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出しなければならないこととし、公正取引委員会はこれを公表することとした。（第一四条関係）

7　違反に対する措置等

㈠　この法律の規定に違反する事実があると思料するときに公正取引委員会に対して行う申出等について、所要の規定を設けることとした。（第一五条関係）

㈡　公正取引委員会は、指定事業者に対し、違反行為について立入検査、報告徴収、排除措置命令、課徴金納付命令、勧告に係る命令等を行うことができることとした。（第一六条～第一九条及び第三〇条関係）

㈢　確約手続

事業者が、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置に関する計画を作成し、公正取引委員会が当該計画が所定の要件に適合すると認定した場合には、排除措置命令及び課徴金納付命令は、当該認定に係る行為については、適用しないこと等とした。（第二二条～第二九条関係）

8　4の規定に違反する行為に係る差止請求権、4の規定に違反する行為をした指定事業者に係る無過失損害賠償責任及び4の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、裁判所が行う緊急停止命令について所要の規定を設けることとした。（第三一条～第四〇条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条・第二条）
第二章　文部科学省関係（第三条・第四条）
第三章　厚生労働省関係（第五条）
第四章　農林水産省関係（第六条）
第五章　国土交通省関係（第七条―第九条）
附則

第一章　内閣府関係

（母子保健法の一部改正）

第一条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第四章　雑則（第二十三条―第二十八条）」を「第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）」に改める。

第一章中第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（支払基金及び連合会への事務の委託）

第八条の三　市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

2　市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。

3　市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

第十七条の二第一項中「この条」の下に「及び第十九条の二第一項」を加える。

第十九条の二の見出し中「健康診査」を「健康診査等」に改め、同条第一項中「であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者」を削り、「保護者に対し、」の下に「健康診査等（」を、「健康診査又は」の下に「産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。）又は」を加え、「当該他の市町村」を「他の市町村」に、「対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査」を「係る健康診査等」に改める。